

総務財政委員会	
令和2年6月15・16日	
区民部	資料2番
所管	戸籍住民課

## 大田区印鑑条例の一部改正について

### 1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人に係る印鑑登録の制限の規定を改めるほか、規定を整備するため、改正する。

### 2 改正内容

#### (1) 第3条関係

成年被後見人に係る印鑑登録の制限の規定を改正する。

#### (2) 第4条、第11条、第14条

成年被後見人による申請等の際に、法定代理人の同行による本人の意思確認をするため、規定を整備する。

#### (3) 第13条関係

印鑑登録原票登録事項変更は、届出によらず、職権で修正するため、当該条文を削除する。

#### (4) 第16条関係

代理人による申請等に係る規定を整備する。

### 3 施行予定日

公布の日

<<<新旧対照表>>>

○大田区印鑑条例

例規集 p 1475～

新	旧
大田区印鑑条例	大田区印鑑条例
昭和50年 3 月 31 日 条例第36号	昭和50年 3 月 31 日 条例第36号
目次 (略)	目次 (略)
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条及び第 2 条 (略)	第 1 条及び第 2 条 (略)
第 2 章 印鑑の登録 (登録資格)	第 2 章 印鑑の登録 (登録資格)
第 3 条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。	第 3 条 区内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。
2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。
(1) 満15歳未満の者	(1) 満15歳未満の者
(2) 成年被後見人(法定代理人(復代理人を除く。以下同じ。))が同行した上で、 <u>印鑑の登録を受ける意思を区長が確認できた者を除く。</u>	(2) 成年被後見人
(登録申請)	(登録申請)
第 4 条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録申請書に印鑑を添えて、自ら区長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。	第 4 条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録申請書に印鑑を添えて、自ら区長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により申請することができる。
<u>2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合にあつては、法定代理人が同行した上で、印鑑登録申請書に印鑑を添えて、自ら区長に申請しなければならない。</u>	(新設)
第 5 条から第10条まで (略) (印鑑登録証亡失の届出)	第 5 条から第10条まで (略) (印鑑登録証亡失の届出)

新	旧
<p>第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。<u>ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で届け出なければならない。</u></p>	<p>第11条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届書により直ちにその旨を届け出なければならない。</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p>
<p>第13条 <u>削除</u></p>	<p><u>(印鑑登録原票登録事項変更の届出)</u>  第13条 印鑑登録者又はその代理人は、<u>印鑑登録原票の登録事項(印影を除く。)</u>について変更をしようとするときは、<u>印鑑登録証を提示して印鑑登録原票登録事項変更届書によりその旨を届け出なければならない。</u></p>
<p>(登録廃止の申請)</p>	<p>(登録廃止の申請)</p>
<p>第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、申請しなければならない。<u>ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。</u></p>	<p>第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、申請しなければならない。</p>
<p>2 印鑑登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。<u>ただし、当該印鑑登録者のうち成年被後見人である者は、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。</u></p>	<p>2 印鑑登録者は、当該登録された印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(代理人)</p>	<p>(代理人)</p>
<p>第16条 登録申請者又は印鑑登録者 <u>(いずれも成年被後見人である者を除く。)</u>が、第5条第2項、第10条、第11条本文並びに<u>第14条第1項本文及び同条第2項本文</u>の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。</p>	<p>第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、<u>第11条並びに第14条第1項及び同条第2項</u>の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。</p>
<p>2 登録申請者又は印鑑登録者 (いずれも</p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>成年被後見人である者に限る。)</u>は、<u>第5条第2項及び第10条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により申請等を代理人が行うときは、当該代理人に係る書類であつて区長が適当と認めるものを提示させることにより当該代理人が代理人本人であることを確認するものとする。</u></p> <p>第3章 印鑑登録の証明 第17条から第22条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>2 前項の規定により回答書等の持参を代理人が行うときは、当該代理人に係る書類であつて区長が適当と認めるものを提示させることにより当該代理人が代理人本人であることを確認するものとする。</u></p> <p>第3章 印鑑登録の証明 第17条から第22条まで (略)</p>